

世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険サービス利用時の負担軽減・助成制度の活用を

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日(金)までです。更新申請書を6月4日に発送しましたので、お早めに更新申請をしてください(介護保険通所系サービス利用時の食費助成(右記)は更新申請不要)。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ(右下二次元コード)でもご案内しています。

※住民税課税・非課税は、令和7年中の所得で判定します。

☎介護保険課給付係 ☎(5273)4176



●介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担軽減

住民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、下表の要件に該当する方を対象に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院での入所と短期入所(ショートステイ)利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

8月から適用する軽減後の1日当たりの負担限度額

区分	所得要件	資産要件 (預貯金等)	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護を受けている方							
	本人が 老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人の課税年金収入金額・非課税年金(★1)収入金額・その他の合計所得金額(★2)の合計が82万6,500円以下	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人の課税年金収入金額・非課税年金(★1)収入金額・その他の合計所得金額(★2)の合計が82万6,500円超120万円以下	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	680円	1,030円
第3 段階 ②	本人の課税年金収入金額・非課税年金(★1)収入金額・その他の合計所得金額(★2)の合計が120万円超	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,470円	1,470円	980円 (1,470円)	530円 (430円 (★3))	1,420円	1,360円

※()内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。
 ※地域密着型介護老人福祉施設も対象になります。
 ※第2号被保険者の資産要件は、各段階とも単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。
 ★1 非課税年金…遺族年金、障害年金、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金
 ★2 その他の合計所得金額…合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額
 ★3 料金を徴収しない介護老人保健施設、介護医療院等の場合

●介護保険通所系サービス利用時の食費助成

住民税非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、サービス利用時の食費を1日につき200円助成します(更新は申請不要。7月下旬に決定通知書を発送)。対象の通所系サービス事業所は、区に助成制度の実施を届け出た区内の事業所です。

対象サービス ▶通所介護(地域密着型を含む)、▶通所介護相当サービス、▶通所リハビリテーション、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス

※上記と同様の介護予防サービスも対象です。

●介護保険サービス利用時の負担軽減

介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、対象サービスの利用料や居住費(滞在費)・食費の利用者負担額を25%(生活保護を受けている方は個室の居住費(滞在費)を100%)軽減します。

この軽減は、東京都と新宿区に軽減事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。対象サービス等詳しくは、お問い合わせください。

対生活保護を受けている方、次の全てに該当する方

- ▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、
- ▶世帯の年間収入が基準収入額(★4)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(★5)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない、▶被保険者証に「給付額の減額」等の記載がされていない

★4 世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)

★5 世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算(預貯金等には有価証券・債権等を含む)

アンケート 区政モニター募集



●募集案内が届いた方は6月30日までに
ご応募ください

区政へのご意見等を伺い、区政運営の参考とするため、アンケートにお答えいただく区政モニターを募集します。無作為抽出した6,000名の方へ募集案内を発送します。ご協力いただける方は、同封のモニター登録同意書に必要な事項を記入し、ご応募ください。

☎区政情報課広聴係 ☎(5273)4065

区民意識調査に ご協力を



●調査票が届いた方は7月29日までに
ご回答ください

区の重要課題に対する意識や意向を伺い、区政運営の基礎資料とするため、毎年実施しています。18歳以上の区民から無作為抽出した2,500名の方へ調査票を発送します。調査票は、無記名で回答していただき、統計的に処理します。調査結果の概要は、広報新宿後号でお知らせします。

☎区政情報課広聴係 ☎(5273)4065

令和8年第2回 区議会定例会 提出議案



区長が提出した議案は、予算案2件、条例案13件、その他6件です。議案は追加する場合があります。

議案の内容は、新宿区ホームページ(右下二次元コード)で閲覧できます。

☎総務課総務係 ☎(5273)3505

